

第71号（第90条関係）

猟銃等保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第4項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名 ㊟

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

- 備考
- 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。